

政令第十二号

地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令
内閣は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

本則の表十四の五の項中「八千六百円」を「八千七百円」に改め、同表十四の六の項及び十四の七の項中「一万円」を「一万二千円」に改め、同表十六の項の2のホの(3)中「百五十八万円」を「百五十九万円」に改め、同項の2のホの(4)中「百九十四万円」を「百九十五万円」に改め、同項の2のホの(5)中「二百二十六万円」を「二百二十七万円」に改め、同表二十一の項の4のイ中「六千五百円」を「六千六百円」に改め、同項の4のロ中「四千五百円」を「四千六百円」に改め、同項の4のハ中「三千六百円」を「三千七百円」に改め、同表三十七の項の1中「一万七千円」を「一万八千円」に改め、同表三十九の項の1中「一万九千二百円」を「一万九千三百円」に改め、同項の2中「一万七千七百円」を「一万七千九百円」に改め、同表四十の項中「八千円」を「八千二百円」に改め、同表四十一の項中「二万六千円」を「二万七千円」に改め、同表五十二の項の5のイ中「九千円」を「九千三百円」に改め、「以下」の下に「この項及び八十七の項において」を加え、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項の5のロ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項の5のハ及びニ中「九千円」を「九千三百円」に、「八千五百円」を「八千八百円」に改め、同項の5のホ中「八千四百円」を「八千七百円」に、「七千九百円」を「八千二百円」に改め、同項の6のイ中「七千六百円」を「七千九百円」に、「七千四百円」を「七千七百円」に改め、同項の6のロ中「六千円」を「六千二百円」に、「五千五百円」を「五千七百円」に改め、同表六十七の項のロ中「六千八百円」を「六千九百円」に改め、同表六十八の二の項中「一万二千三百円」を「一万二千七百円」に改め、同表七十の三の項中「九千七百円」を「九千八百円」に改め、同表七十三の項の1のイ中「五千九百円」を「六千円」に改め、同項の1のロ中「五千二百円」を「五千三百円」に改め、同項の2中「二千六百円」を「二千七百円」に改め、同項の3中「二千円」を「二千五百円」に改め、同表八十七の項の4中「二万七千円」を「二万七千四百円」に、「二万二千円」を「二万九百円」に改め、同表九十一の項の1のイ中「一万七千九百円」を「一万八千二百円」に改め、同表百三の項の2中「三万八千円」を「三万九千円」に改める。

この政令は、令和元年十月一日から施行する。

総務大臣 石田 真敏
内閣総理大臣 安倍 晋三

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

府

○内閣府令第五号

元道を改める政令（平成三十一年政令第四百三十三号）の施行に伴い、並びに関係法律及び道路交通法施行令（昭和三十五年政令第二百七十号）の規定に基づき、道路交通法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

令

政令第十三号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令
内閣は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（平成三十年法律第三十三号）附則第一条第五号の規定に基づき、この政令を制定する。

不正競争防止法等の一部を改正する法律附則第一条第五号に掲げる規定の施行期日は、令和二年一月一日とする。

経済産業大臣臨時代理
国務大臣 茂木 敏充
内閣総理大臣 安倍 晋三

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

令和元年五月二十四日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第十四号

道路運送車両法施行令及び道路運送車両法関係手数料令の一部を改正する政令
内閣は、道路運送車両法の一部を改正する法律（令和元年法律第十四号）の一部の施行に伴い、及び道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第一百五十一条の規定に基づき、この政令を制定する。

（道路運送車両法施行令の一部改正）

第一条 道路運送車両法施行令（昭和二十六年政令第二百五十四号）の一部を次のように改正する。
第十五条第一項第一号中「第七項及び第八項」を「及び第七項から第九項まで」に、「第四項及び第五項」を「及び第四項から第六項まで」に、「第五項及び第六項」を「及び第五項から第七項まで」に改め、同項第二号中「及び第二項」を「及び第二項並びに」に、「第七十二条の三」を「法第七十二条の三」に改め、同条第三項中「並びに同条第四項」を「同条第四項」に、「並びに法」を「法」に「はり付け」を「貼付け」に改め、同条第七項中「に読み替えるもの」を削る。

（道路運送車両法関係手数料令の一部改正）

第二条 道路運送車両法関係手数料令（昭和二十六年政令第二百五十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項の表備考第一号中「同条第六項」を「同条第七項」に、「同条第七項」を「同条第八項」に改める。

この政令は、公布の日から施行する。

国土交通大臣 石井 啓一
内閣総理大臣 安倍 晋三